

鳥取県県土整備部建設工事簡便型総合評価入札試行要領

(趣旨)

第1条 県土整備部(総合事務所県土整備局を含む。)において、建設工事の総合評価指名競争入札(地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の12第4項に規定する総合評価指名競争入札をいう。以下同じ。)を第3条に定めるところにより落札者を決定する方式により行う場合には、当該入札ごとに別に行う公告(以下「調達公告」という。)及び平成18年鳥取県告示第260号(建設工事の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について)によるほか、この要領に定めるところによるものとする。

(対象工事の範囲)

第2条 次条に定めるところにより落札者を決定する方式による総合評価指名競争入札(以下「簡便型総合評価入札」という。)は、限定公募型選定により入札参加者を選定して指名競争入札を行う予定価格2,500万円以上の建設工事(格付工種の工事あつては、応募者がA級に格付されていることを応募条件とする入札に係るものに限る。)を対象とする。

(落札者の決定)

第3条 簡便型総合評価入札においては、当該入札に係る工事(以下「入札工事」という。)の予定価格の範囲内の価格(最低制限価格以上のものに限る。)をもって有効な入札をした者について、その者の提示した入札書及び提出資料に基づき、当該各入札参加者の第1号に掲げる事項を第2号に定める方法で採点評価し、その点数が最高の者を落札者とする。

(1) 評価項目

ア 入札書に記載された入札価格

イ 入札工事に主任技術者又は監理技術者として配置する者(以下「配置技術者」という。)が施工管理した他の県工事(次の条件に適合する工事の中から、入札参加者が選定したもの1件とする。)の工事成績(鳥取県建設工事検査規程(昭和46年内訓第2号)第14条第1項の規定により決定されたものをいい、配置技術者の候補者が複数ある場合は、当該成績が低い者の工事成績とする。以下同じ。)

(ア) その者が、元請として施工した者の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(以下「技術者等」という。)として施工管理した工事(次のいずれかに該当する工事あつては、その者がそれぞれに定めるところに適合する場合に限る。)

a その者が現場代理人として施工管理した工事

その施工当時に調達公告で定める特定技術者であったこと。

b その者が共同企業体の構成員の技術者等として施工管理した工事

その施工管理を出資比率が30パーセント以上の構成員の技術者等として行ったこと。

c その者以外にも、その者と同一の種別(主任技術者、監理技術者及び現場代理人の種別をいう。)の技術者等がある工事

当該工事に技術者等として配置された期間が他のいずれの者よりも長いこと、又は当該期間が2年以上に及ぶこと。

(イ) 入札工事と同一の工種(平成16年鳥取県告示第878号(建設工事の一般

競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)別表の最小区分(造園一般及び植栽工にあっては同表の大区分、法面一般、法面植生工、法面保護工及び落石防止網工並びに港湾一般及び港湾特定にあっては同表の中区分(法面一般、法面植生工、法面保護工及び落石防止網工については、アンカー工を除く。)とする。)の工事(平成16年度以前に発注された工事については、鳥取県県土整備部建設工事指名業者選定要綱(平成17年4月1日付第200400029972号鳥取県県土整備部長通知)附則第3項の規定を準用する。)(ウ) 入札工事の調達公告の日の5年前の日の属する年度の4月1日から当該入札の応募期間の末日までの間に請負者に工事成績が通知された工事

(2) 評価方法

次の算式により算定した評価点数による。

$$a \times \text{入札価格点数} + b \times \text{配置技術者成績点数}$$

注1 a及びbは、次のアからウまでのいずれかの組合せで、入札工事ごとに、県土整備部長が自ら議長となる指名審査委員会(以下「本庁委員会」という。)の議を経て指定する係数である。

ア: a=0.7、b=0.3

イ: a=0.8、b=0.2

ウ: a=0.9、b=0.1

2 入札価格点数は、当該入札で提示された最低の入札額を、その入札参加者が提示した入札額で除して得た数(小数点以下2位未満の端数は、切り捨てる。)に、100を乗じた数である。

3 配置技術者成績点数は、その入札参加者が提示した配置技術者の工事成績に係る評定点数を、当該入札で提示された配置技術者の当該点数のうち最高の点数で除して得た数(小数点以下2位未満の端数は、切り捨てる。)に、100を乗じた数である。

(対象工事の選定)

第4条 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の規定により建設工事の請負契約の締結権限を有する各機関(以下「発注機関」という。)は、発注する所管工事のうち、第2条に規定する対象工事の中から、簡便型総合評価入札により発注する工事(以下「対象工事」という。)にふさわしいものを県土整備部長に推薦するものとする。

2 県土整備部長は、本庁委員会の議を経て、前項の規定により推薦された工事の中から、対象工事とするものを選定する。この場合においては、あらかじめ鳥取県建設工事等入札・契約審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

3 県土整備部長は、前項前段の規定により選定された対象工事を発注機関に様式第1号により通知するものとする。

(調達公告等)

第5条 対象工事に係る入札の応募条件は、前条第3項の通知に基づき発注機関の指名審査委員会の議を経て決定し、調達公告も発注機関が行うこととする。この場合、当該調達公告には、簡便型総合評価入札によることを明記するものとする。

(応募書類等の提出)

第6条 簡便型総合評価入札の参加希望者は、調達公告で定める応募書類のほか、配置技術者の工事成績に関する調書(様式第2号)を提出しなければならない。この場合、当該工事成績調書の記載内容が確認できる次の書類を添付しなければならない。

- (1) 工事完成検査結果通知書の写し
- (2) 工事カルテ又は技術者の選任通知書の写し等

(入札、開札及び落札)

第7条 簡便型総合評価入札は、紙入札の方法で行う。

- 2 入札を執行する職員(以下「入札執行者」という。)は、簡便型総合評価入札において入札書を開札したときは、その結果を入札参加者に通告した上で落札決定を保留し、当該入札書及び前条の規定により提出されていた調書に基づき、直ちにそれらの内容及び評価並びに落札予定者を記載した一覧表(様式第3号)を作成するものとする。
- 3 入札執行者は、前項の規定により作成した一覧表を、原則として入札書を開札した日のうちに管理課に送付するものとする。
- 4 管理課は、当該一覧表を速やかに審議会の委員に送付し、その是非について意見を聴くものとする。
- 5 審議会の委員は、原則として当該一覧表にその是非を記載し返送することにより回答するものとし、その回答は、当該一覧表を送付した日の翌日(その日が行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)であるときは、その直後の休日でない日とし、その日までに2人以上の審議会の委員からの回答(以下「必要数の回答」という。)がないときは、同日から5日後の日(その日が休日であるときは、その直後の休日でない日)までの間において必要数の回答があった日とする。)までの間に行われたもののみ有効とする。
- 6 審議会の委員は、前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により前項に規定する有効期限までに当該一覧表による回答が困難な場合、前項に規定する有効期限までにそれ以外の方法により回答することができる。この場合において、管理課長は当該委員の当該回答を記録した文書を作成するものとし、当該文書を有効な回答とみなすこととする。
- 7 管理課長は、第5項及び前項の規定による回答結果を速やかに入札執行者に送付するものとする。
- 8 入札執行者は、第5項及び第6項の規定により有効とされる回答の状況を踏まえ、次に定めるところにより取り扱うものとする。
 - (1) 当該回答の過半数が一覧表に記載された落札予定者に落札決定することを是とするものであるときは、当該落札予定者に落札決定を行う。
 - (2) 当該回答の過半数が一覧表に記載された落札予定者に落札決定することを非とするものであるとき、当該回答において是とするものと非とするものが同数のとき、及び当該回答が必要数の回答に満たないときは、その旨を発注機関の指名審査委員会に報告し、その後の対応を協議する。

(入札結果の公表)

第8条 簡便型総合評価入札の結果は、前条第2項に規定する一覧表の形に整理して、県HPに掲載することにより公表する。

(配置技術者の事後変更)

第9条 簡便型総合評価入札において落札決定を受けて建設工事を請け負った者が、その後やむを得ない事由により配置技術者を変更したい旨を申し出た場合には、当該工事の監督員は、当該請負者がその入札時に提示した配置技術者の工事成績と同点以上の工事成績（第3条第1号イに規定する条件に適合する県工事のものに限る。）を有する者に変更するよう指示するものとする。

2 請負者が前項の規定による指示に従わないときは、別に定めるところにより当該工事の工事成績を減点する。

附 則

この要領は、平成18年2月27日から適用する。

附 則

この改正は、平成18年9月15日から施行し、同日以降に指名選定を行うものから適用する。ただし、改正後の第5条並びに第7条第3項、第4項、第7項及び第8項の規定は、平成18年9月15日以降に対象工事として推薦されるものに対し適用する。

(様式第1号)

第 年 月 日 号

各 総 合 事 務 所 長 様

県土整備部長
(公印省略)

簡便型総合評価入札に係る対象工事について(通知)

このことについて、別添のとおり対象工事を選定しましたので、以後の事務処理を適正に行ってください。

| |
|--|
| 担当 県土整備部管理課建設業係 電話 0857-26-7347,7454 ファクシミリ 0857-37-1776 |
|--|

配置技術者工事成績調書

入札参加希望者の名称

| | | | |
|-----------|---|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 配置技術者の氏名 | | | |
| 同一工種の工事概要 | 工事名 | | |
| | 発注機関名 | | |
| | 発注工種 | | |
| | 工期 | | |
| | 従事役職 | | |
| | 技術者の資格 従事役職が現場代理人の場合にのみ記載すること。 | 資格名称（ 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号（ ） | 資格名称（ 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号（ ） |
| | 従事期間 | | |
| | 工事成績 | | |
| その他 | <p>本書及び添付書類について、公表されても異議ありません。</p> <p>商号又は名称</p> <p>代表者氏名 印</p> <p>配置技術者氏名 印</p> <p>配置技術者氏名 印</p> | | |

備考1 従事役職は、当該工事で従事した主任技術者、監理技術者又は現場代理人のいずれかの役職を記入すること。

2 工事完成結果通知書の写し及び工事カルテ又は技術者等の選任通知書の写し等を添付すること。

様式第3号

簡便型総合評価入札結果一覧

| | |
|------------|--|
| 工事名 | |
| 場所 | |
| 予定価格(税抜) | |
| 最低制限価格(税抜) | |
| 開札日 | |

| | |
|--------------------|--|
| 入札価格点数に係る係数 (a) | |
| 配置技術者成績点数に係る係数 (b) | |
| 最低入札額 (x min) | |
| 工事成績最高点 (y max) | |

| 業者名 | 摘要 | 左記の理由 | 入札価格 (x) | 入札価格点数 × (a) $X = (x \text{ min}) \div (x) \times 100 \times (a)$ | 配置技術者 工事成 績 (y) | 配置技術者成績点数 × (b) $Y = (y) \div (y \text{ max}) \times 100 \times (b)$ | 評価点数 X+Y | 順位 | 落札予定者 |
|-----|----|-------|-------------|--|--------------------------|---|-------------|----|-------|
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

注) 1 入札価格は税抜きの価格である。
 2 「摘要」欄には、失格、辞退又は無効を記入すること。